

■報告第16号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

【要旨】

平成25年9月11日に議決を受けた「平成25年度 十川簡易水道統合整備事業 浄水場築造工事」に係る工事請負契約について、次のとおり工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第1項の規定に基づき、去る8月15日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定に基づき報告するものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	平成25年度 十川簡易水道統合整備事業 浄水場築造工事
工 事 場 所	四万十町 大道 地内
契 約 金 額	167,790,000円 うち消費税及び地方消費税額（7,990,000円）
変更契約金額	172,566,840円 うち消費税及び地方消費税額（8,343,840円）
増 減 額	4,776,840円 うち消費税及び地方消費税額（353,840円）
契約の相手方	高知県高岡郡四万十町十川136番地 有限会社 松元建設 代表取締役 松元 秀人

【変更理由及び内容】

- 当初計画していた残土処理場において、隣接する河川との境界立会等により、計画していた法尻より後退した計画線となったため、予定の残土量を処分できなかったことにより、約1880m³の残土について遠距離の処分場に変更したこと等による増額。
- その他（現地精査）による増額。

【変更金額内訳】

- 浄水場造成工事 3,228,120円（増額）
- そ の 他 1,548,720円（増額）